

●紀念軍艦規則

明治三十九年三月五日(達一九)

改正 大正元年十月三五號

紀念軍艦規則

- 第一條 各艦艇ニ於テ敵艦隊ト合戦ノ際使用セシ軍艦旗(一戰役ニ付一旒)ハ其ノ經歷及寸法ヲ詳記シ紀念保存ノ爲定數増加ヲ請求スルコトヲ得之ヲ紀念軍艦旗ト稱ス
- 第二條 紀念軍艦旗ハ其ノ艦艇ノ名譽ヲ表彰スル爲茲軍隊教育資料トシテ保存スルモノトス
- 第三條 紀念軍艦旗ハ現品ニ其ノ名及經歷書ヲ添付シ保管スヘシ
- 第四條 紀念軍艦旗ハ戰役紀念日及戰死者ノ祭典等ニ際シ之ヲ掲揚若ハ祭壇ニ飾リ尙ホ後來戰鬪ノ際ニモ成ルヘク之ヲ掲揚スルモノトス
- 第五條 定員ヲ置カレサル豫備艦艇ニ在テハ直接其ノ艦艇ヲ保管スル官廳ニ於テ之ヲ保管スヘシ又其ノ艦艇ニシテ艦艇籍ヨリ除カレタルトキハ其ノ籍ヲ管シタル鎮守府ニ於テ之ヲ保管スヘシ

大正元年十月八日(達三五)

紀念軍艦規則中左ノ通改正ス

- 第六條 新造艦艇ニシテ舊艦艇名ヲ襲キタルモノハ舊艦艇ノ紀念軍艦旗ヲ繼承ス其ノ本籍ヲ異ニスルトキハ現ニ紀念軍艦旗ヲ保管スル鎮守府ヨリ之ヲ轉換スヘシ